

一般財団法人ペット災害対策推進協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般財団法人ペット災害対策推進協会と称し、その英名は、Japan Association for the Rescue of Companion Animals in Emergencies (略称：JARCAE) とする。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都江戸川区に置く。

2 当法人は、理事会の議決によって、必要な地に従たる事務所を設置することができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、動物愛護精神及び人間と動物の絆を守る観点から、天災・人災など不測の緊急災害（以下「災害」という）において、地方自治体、地方獣医師会又はそれらにより構成される現地動物救護本部（以下「現地動物救護本部等」という）が行う被災した犬・猫などの一般的な家庭動物及びその飼い主（以下「被災ペット等」という）の救護に関する支援を行うとともに、円滑な救護に関する体制及び基盤の確保を図ることにより、広く国民の間に動物を愛護する精神を啓発し、生命の尊重、友愛及び平和の情操の涵養を図り、もって社会文化の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 被災ペット等の救護活動に資するための予防対策

- ① 国、自治体及び関係団体との連携及び協力
- ② 調査研究及び普及教育活動への助成
- ③ 動物救護に関する知識の普及、相談及び支援
- ④ 動物救護に関する講演会等の開催及び講師派遣
- ⑤ 広報誌等の刊行及びホームページ等による情報発信
- ⑥ 現地本部の組織化に対する支援
- ⑦ 物資及び人材等の支援調整
- ⑧ 動物救護活動に関する指導者の育成

(2) 現地動物救護本部等が行う被災ペット等の救護に対する支援

- ① 被災地での情報収集、現地調査
- ② 救護活動に対する支援
- ③ 支援物資及び人材等の支援調整
- ④ 寄附金募集事務の代行

(3) 「迷子ペット捜索及び迷子ペット保護管理支援事業」で整備した支援システムの維持管

理作業

(4) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項に規定する事業については、日本全国において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(財産の抛却及びその価額)

第5条 当法人の設立に際して設立者が抛却する財産及びその価額は、次のとおりである。

設立者 東京都新宿区信濃町8番地1

公益社団法人日本愛玩動物協会

代表理事 東海林克彦

抛却財産及びその価額 現金300万円

(財産の種類)

第6条 当法人の財産は、基本財産、特定資産及びその他の財産の3種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 前条の財産

(2) 当法人の成立日の前日における緊急災害時動物救援本部の財産目録に、基本財産として記載された財産

(3) 基本財産とすることを指定して寄附された財産

(4) 理事会において特定資産から基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 基本財産以外で、寄附者の指定又は理事会の決議により用途を特定の目的に制約した財産は、特定資産とする。

4 その他の財産は、基本財産及び特定資産以外の財産とする。

5 当法人の成立日以後に寄附を受けた財産の取扱いについては、理事会の議決を経て別に定める。

(基本財産の維持及び処分)

第7条 理事長は基本財産の適正な維持管理に努めるとともに、やむを得ない理由によりその一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供する場合には、理事会において、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その3分の2以上の議決を経なければならない。

(財産の管理・運用)

第8条 当法人の財産の管理及び運用は理事長が行い、その方法は、理事会の議決を経て別に定める。

(事業年度)

第9条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第10条 当法人の事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を経な

なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 理事長は、前項に規定する事業計画及び収支予算書を評議員会に報告しなければならない。

3 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第11条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の付属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲り受け)

第12条 当法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その3分の2以上の議決を経なければならない。

2 当法人が重要な財産の処分又は譲り受ける場合にあっても、前項と同様の手続を経なければならない。

(剰余金の不分配)

第13条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第4章 評議員

(定数)

第14条 当法人に、評議員4人以上12人以内を置く。

2 評議員のうち1人を評議員長とする。

(選任及び解任)

第15条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

- ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持している者
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者
- (2) 他の同一団体（公益法人を除く。）の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人又は認可法人

(3) 当法人の評議員のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数の3分の1を超えて含まれてはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

3 評議員長は、評議員会において選任する。

4 評議員は、当法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

5 評議員に異動があつた時は2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(任期)

第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、現任者の任期の満了する時までとする。

3 第14条において定めた評議員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された評議員が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第17条 評議員は、無報酬とする。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
- 3 前項に関する必要な事項は、評議員会の議決を経て別に定める。

第5章 評議員会

(評議員会の構成)

第18条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第19条 評議員会は、次の事項について議決する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 定款の変更
- (4) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (5) 公益目的事業の全部の廃止
- (6) その他評議員会で議決するものとして一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）において規定された事項又はこの定款で定められた事項

2 前項の規定にかかわらず、評議員会は、第21条第3項の書面に記載した目的である事項以外の事項については、議決をすることができない。

(開催)

第20条 評議員会は、定時評議員会として毎年度4月～6月に1回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会として開催する。

(招集)

第21条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の議決に基づき理事長が招集する。ただし、理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 理事長（法令の規定により評議員が評議員会を招集する場合にあっては、当該評議員）は、評議員会の日の1週間前までに、評議員に対して、評議員会の日時、場所及び目的事項等を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

4 理事長は、前項の書面による通知の発出に代えて、評議員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。

5 前2項の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第22条 評議員会の議長は、評議員長がこれに当たる。

(議決)

第23条 評議員会の議決は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、議決について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の議決は、議決について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を議決するに際しては、各候補者ごとに第1項の議決を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第27条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(評議員会の議決等の省略)

第24条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の議決があったものとみなす

2 理事が評議員の全員に対し評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第25条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 前項の議事録には、出席した評議員長及びその会議において選任された議事録署名人1人が、記名押印する。

(評議員会運営規則)

第26条 評議員会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会の議決を経て別に定める。

第6章 役員及び理事会

第1節 役員

(役員)

第27条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上20名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(役員を選任等)

第28条 理事及び監事は、評議員会の議決によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の議決によって理事の中から選定し、代表理事をもって理事長とする。
- 3 理事のうち1人以上2人以内を副理事長、3人以上6人以内を常務理事とし、理事会の議決によって理事長を除く理事の中から選定することができる。
- 4 前項の副理事長及び常務理事をもって一般法人法第197条において準用する同法第9

1 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

5 当法人の理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の 3 分の 1 を超えて含まれてはならない。

6 当法人の監事には、当法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）、評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び当法人の使用人が含まれてはならない。また、各 監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

7 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

8 理事又は監事に異動があった時は 2 週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

（理事の職務及び権限）

第 29 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長、副理事長及び常務理事の業務分担に関する必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

4 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度毎に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第 30 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、法令で定めるところにより、その他監事に認められた法令上の権限を行使する。

（役員任期）

第 31 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 任期の満了前に退任した理事若しくは監事の補欠として選任された理事若しくは監事、又は増員により選任された理事の任期は、現任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 27 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員解任）

第 32 条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の議決によって解任することがで

きる。ただし、監事を解任する場合には、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の議決によらなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
(報酬等)

第33条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準にしたがって算定した額を、報酬等として支給することができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関する必要な事項は、評議員会の議決を経て別に定める。

(競業及び利益相反取引の制限)

第34条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当該法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人が理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間において当法人と当該理事との利益が相反する取引
- 2 前項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(顧問)

第35条 当法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の議決を経て、評議員及び理事以外の者から理事長が委嘱する。
- 3 顧問の任期は、2年とする。
- 4 顧問は、原則として無報酬とする。ただし、常勤の顧問には、報酬を支給することができる。
- 5 顧問には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。
- 6 顧問は、理事長の諮問に応じ、理事長に対し意見を具申する。
- 7 顧問に関する必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第2節 理事会

(構成)

第36条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第37条 理事会は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(開催)

第38条 理事会は、定例理事会として年2回開催するほか、必要がある場合に臨時理事会として開催する。

(招集)

第39条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事が招集する。

3 理事は、理事会の目的である事項及び招集の理由を示して、理事会の招集を請求することができる。

(議長)

第40条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第41条 理事会の議決は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、議決について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議決の省略)

第42条 前条の規定にかかわらず、一般法人法第197条において準用する一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の議決があったものとみなす。

(報告の省略)

第43条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第197条において準用する同法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第44条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、出席した代表理事及び監事が記名押印する。

(理事会運営規則)

第45条 理事会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の議決を経て別に定める。

第7章 役員等の損害賠償責任

(役員等の責任免除)

第46条 当法人は、一般法人法第198条において準用する一般法人法第111条第1項の役員等の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の議決によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 当法人は、外部役員等（外部理事または外部監事）との間で、前項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第47条 この定款は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の議決により変更することができる。ただし、第3条、第4条、第15条及び第50条については変更することができない。

2 前項にかかわらず、議決に加わることができる評議員の4分の3以上の議決により、第3条、第4条、第15条について変更することができる。

(合併等)

第48条 当法人は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の議決により、他の一般法人法上の法人との合併、事業の全部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

(解散)

第49条 当法人は、基本財産の滅失による当法人の目的である事業の成功の不能、その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第50条 当法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第51条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

(事務局)

第52条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長を置くことができる。
- 3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局には、所要の職員を置く。
- 5 第3項以外の職員は、理事長が任免する。
- 6 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

(書類の備置き及び閲覧等)

第53条 当法人の主たる事務所には、次に掲げる書類を常に備え置き一般の閲覧に供するものとする。なお、備え置くべき期間につき法令等に定めがあるものについては、それに準拠して備え置くものとする。

- (1) 定款
- (2) 理事、監事、評議員の名簿

- (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (5) 事業計画書
- (6) 収支予算書
- (7) 貸借対照表
- (8) 正味財産増減計算書
- (9) 財産目録
- (10) 事業報告書
- (11) 付属明細書
- (12) 監査報告書
- (13) 報酬等の支給の基準を記載した書類
- (14) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- (15) その他法令で定める書類及び帳簿

2 前項各号の書類の閲覧等に関する必要な事項は、法令の定めによるほか、理事会の議決を経て別に定める規程による。

(公益目的取得財産残額の算定)

第54条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第1項第14号の書類に記載するものとする。

第10章 会員

(会員)

第55条 当法人の目的に賛同し、賛助する個人又は団体を会員とすることができる。

2 会員に関する必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

(名誉会員)

第56条 当法人に名誉会員を置くことができる。

2 名誉会員は、理事会の推薦により、理事長がこれを指名する。

3 名誉会員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第57条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

(個人情報の保護)

第58条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

(公告の方法)

第59条 当法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第12章 補則

(委任)

第60条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に関する必要な規則等の制定、変更及び廃止等の事項は、理事会の議決を経て別に定める。

(法令の準拠)

第61条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

附 則

(施行期日)

この定款は、平成26年6月25日から施行する。(制定・登記)

(施行期日)

この定款は、平成27年3月3日から施行する。(目的・事業変更)

(施行期日)

この定款は、平成28年3月8日から施行する。(名称、目的・事業変更)

(施行期日)

この定款は、平成29年6月26日から施行する。(目的・事業変更)

(施行期日)

この定款は、平成30年3月30日から施行する。(主たる事務所の変更)

(施行期日)

この定款は、平成30年5月14日から施行する。(役員変更)

(施行期日)

この定款は、平成30年6月27日から施行する。(目的・事業、役員変更)

(施行期日)

この定款は、平成30年11月30日から施行する。(第6条改正)

ただし、第6条の規定は、平成30年4月1日から適用する。